

岐阜大学職員組合選挙規定

第1章 総則

第1条 岐阜大学職員組合同規約(以下単に規約という)第26条にもとづき、本規定を定める。

第2条 本規定は役員選挙および中央選挙管理委員の選出・決定について適用する。

第2章 中央選挙管理委員会

第3条 選挙にかかわる業務は中央選挙管理委員会が行なう。

2. 中央選挙管理委員会は各支部より2名ずつ推薦され、かつ中央委員会において信任された中央選挙管理委員で構成する。

3. 中央選挙管理委員で組合役員選挙に立候補しようとするものは、中央選挙管理委員を辞退しなければならない。

4. 中央選挙管理委員に欠員が生じた場合、中央委員会は当該支部の推薦によりその補充をしなければならない。

5. 中央選挙管理委員長は中央選挙管理委員の互選により選出する。

第4条 中央選挙管理委員会は委員長がこれを召集し、その運営は規約第22条に準拠する。

第5条 中央選挙管理委員会は次の各号の事項を行なう。

(1)選挙の公示。

(2)推薦立候補者および立候補者の受付と発表。

(3)推薦立候補者および立候補者の資格審査。

(4)投票および開票の整理。

(5)当選の確認と発表。

(6)その他選挙管理に必要な事項。

第6条 選挙の公示は投票開始日の14日前までに行なう。

第3章 役員選挙

第7条 役員選出は、規約第26条にもとづき、全組合員の直接無記名の投票により行なう。

第8条 立候補者を推薦するときは、本人の承認を得て決められた推薦立候補届に所定の事項を記入して公示日より投票開始日の7日前までに中央選挙管理委員会に届出なければならない。

第9条 選挙に立候補する場合は、決められた立候補届に所定の事項を記入して公示日より投票開始日の7日前までに中央選挙管理委員会に届出なければならない。

第10条 推薦立候補者および立候補者が定数に充たない場合には、届出期間および投票期間を延長することができる。

第11条 推薦立候補者および立候補者の数が各役員の定数を越えたときは、定数名連記で投票する。

2. 推薦立候補者および立候補者の数が定数を越えないときは信任投票を行なう。

第12条 選挙および信任投票は全組合員の過半数の投票によって成立する。

2. 選挙および信任投票が成立しない場合は改めて投票のやりなおしを行なう。

第13条 選挙の当選者は有効投票の多数を得たものから順次決定する。得票同数の場合には、そのものについて決戦投票を行なう。

第14条 信任投票の場合には、有効投票の過半数の支持により信任されたものとする。

第4章 付則

第15条 全国大学高専教職員組合の代議員については、中央執行委員1名が兼務することとし、その選出は役員選挙と同時に行う。

第16条 この規定は2004年10月1日に制定施行する。